

委員会提出議案第 8 号

外国語指導助手の雇用安定化に向けた関係法令等の見直しを求める意見書

新学習指導要領が平成 20 年 3 月に告示され、平成 23 年度には小学校で、平成 24 年度には中学校で全面実施となります。新学習指導要領では、小学校第 5 学年及び第 6 学年で「外国語活動」が新設され週 1 回、年間 35 授業時数必修となり、中学校では各学年で外国語科（英語）の授業時数が週 1 時間増加し週 4 時間となります。

文部科学省の指針では、小学校の英語活動においてその実施回数の 3 分の 1 程度に外国語指導助手などによる指導を、また、中学校の英語の授業に週 1 回以上はネイティブスピーカーが参加することを目標として外国語指導助手の活用を促進しています。

外国語指導助手の配置に当たっては、自治体による直接雇用、語学教育の充実を図る人的交流プロジェクト「JETプログラム」による雇用などがありますが、多くの指導助手を必要とする政令指定都市においては、優秀な人材の安定した確保、さらには、ビザの手続、住居の確保及び生活面での支援・指導の必要性などから労働者派遣契約により外国語指導助手を配置しているのが実状です。

しかしながら、労働者派遣法では、労働者派遣による役務の提供期間は同法第 40 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する政令で定める業務を除いては最長 3 年までとなっているため、さらに継続して役務の提供を受ける場合は、3 か月と 1 日以上のクーリング期間の設定が必要となっています。

年間を通じて外国語指導助手を必要とする教育現場において、このようなクーリング期間を要する不安定な契約実態は、継続的な英語教育の実施に支障があるばかりでなく、優秀な人材の確保を難しくしています。

よって、国においては、外国語指導助手の業務について、労働者派遣による役務の提供可能期間に制限を加えないよう関係法令等を見直すことにより、英語教育の円滑な推進を担保するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 21 年 10 月 16 日提出

さいたま市議会文教委員会

委員長 高野 秀 樹